



資料2-1

第202500135464号
令和7年9月1日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 灘本 雄一 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 氏 良介
(公印省略)

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第1項の規定により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のとおり定めることについて、同条第3項の規定に基づき諮問します。

また、同規則第16条第2項の規定に基づき、許可の有効期間を別紙のとおり短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当

漁業調整担当 橋本

電話：0857-26-7339

ファクミリ：0857-26-8131

鳥取県漁業調整規則(令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、規則第 5 条第 1 項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 潜水器漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
潜水器漁業	【福部地先】 岩美郡岩美町と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分（真方位、以下同じ。）の線と鳥取市福部町と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分の線及び最大高潮時海岸線から 1,500 メートルの線で囲まれた海域	定めなし	5 月 31 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	6
	【酒津地先】 鳥取市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線の中の鳥取県沖合及び次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線以西の海域 点ア 北緯 35 度 32 分 02 秒、東経 134 度 03 分 48 秒 点イ 北緯 35 度 31 分 38 秒、東経 134 度 03 分 49 秒 点ウ 北緯 35 度 31 分 39 秒、東経 134 度 04 分 11 秒 点エ 北緯 35 度 32 分 01 秒、東経 134 度 04 分 11 秒	定めなし	5 月 31 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	6

<p>【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分の線の間の鳥取県沖合。ただし、次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度の線以西域は除く。</p> <p>点ア 北緯35度32分02秒、 東経134度03分48秒</p> <p>点イ 北緯35度31分38秒、 東経134度03分49秒</p> <p>点ウ 北緯35度31分39秒、 東経134度04分11秒</p> <p>点エ 北緯35度32分01秒、 東経134度04分11秒</p>	定めなし	5月31日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	6
<p>【泊地先】 鳥取市と東伯郡の境界と最大高潮時海岸線との交点から342度30分（真方位、以下同じ。）の線と東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分の線の間の鳥取県沖合</p>	定めなし	5月31日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	6
<p>【淀江町地先】 西伯郡阿弥陀川河口中央から353度40分（真方位、以下同じ。）の線と米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から13度10分の線の間の鳥取県沖合</p>	定めなし	5月31日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	6

	【米子市地先（淀江町地先を除く。）】 米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から 13 度 10 分（真方位、以下同じ。）の線と米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	5 月 31 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	6
--	---	------	-----------------------	---	---

(2) あわび漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
あわび漁業	<p>【鳥取港】</p> <p>点アから点タまでの各点を順次直線で結んだ線、点チと点ツを直線で結んだ線、陸岸及び令和 2 年鳥取県告示第 617 号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域</p> <p>基点 鳥ヶ島灯台の中心点</p> <p>点ア 鳥取港第 3 防波堤北端</p> <p>点イ 基点から 9 度 30 分（真方位）410 メートルの点</p> <p>点ウ 基点から 3 度 10 分（真方位）482 メートルの点</p> <p>点エ 基点から 29 度 30 分（真方位）772 メートルの点</p> <p>点オ 基点から 38 度 30 分（真方位）1,036 メートルの点</p> <p>点カ 基点から 38 度 00 分（真方位）1,038 メートルの点</p> <p>点キ 基点から 40 度 00 分（真方位）1,115 メートルの点</p> <p>点ク 基点から 44 度 20 分（真方位）1,086 メートルの点</p> <p>点ケ 基点から 65 度 30 分（真方位）808 メートルの点</p> <p>点コ 基点から 70 度 40 分（真方位）790 メートルの点</p> <p>点サ 基点から 85 度 30 分（真方位）828 メートルの点</p> <p>点シ 基点から 82 度 20 分（真方位）1,005 メートルの点</p> <p>点ス 基点から 81 度 30 分（真方位）1,052 メートルの点</p> <p>点セ 基点から 94 度 00 分（真方位）</p>	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

<p>1,173メートルの点 点ソ 基点から94度10分(真方位) 1,171メートルの点 点タ 基点から102度30分(真方位) 1,304メートルの点 点チ 鳥取港西防波堤北端 点ツ 鳥取港鳥ヶ島南端</p>				
<p>【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p>	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
<p>【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p>	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
<p>【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分(真方位)の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から353度40分(真方位)の線及び最大高潮時2,000メートルの海岸線によって囲まれた海域</p>	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	定めなし

	<p>【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度00分(真方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)</p>	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
--	---	------	----------------	---	------

(3) なまこ漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ漁業	<p>【鳥取港】 点アから点タまでの各点を順次直線で結んだ線、点チと点ツを直線で結んだ線、陸岸及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域</p> <p>基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 鳥取港第3防波堤北端 点イ 基点から9度30分(真方位)410メートルの点 点ウ 基点から3度10分(真方位)482メートルの点 点エ 基点から29度30分(真方位)772メートルの点 点オ 基点から38度30分(真方位)1,036メートルの点 点カ 基点から38度00分(真方位)1,038メートルの点 点キ 基点から40度00分(真方位)1,115メートルの点 点ク 基点から44度20分(真方位)1,086メートルの点 点ケ 基点から65度30分(真方位)808メートルの点 点コ 基点から70度40分(真方位)790メートルの点 点サ 基点から85度30分(真方位)828メートルの点 点シ 基点から82度20分(真方位)1,005メートルの点 点ス 基点から81度30分(真方位)</p>	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

<p>1,052メートルの点 点セ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173メートルの点 点ソ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171メートルの点 点タ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1,304メートルの点 点チ 鳥取港西防波堤北端 点ツ 鳥取港鳥ヶ島南端</p>				
<p>【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p>	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
<p>【赤碕港】 赤碕港東防波堤西端と赤碕港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p>	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 赤碕港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
<p>【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p>	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

	<p>【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域</p>	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	定めなし
	<p>【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。）</p>	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- (1) 潜水器漁業
令和 7 年 9 月 16 日から同年 10 月 16 日まで
- (2) あわび漁業（あわび漁業）
令和 7 年 9 月 16 日から令和 8 年 11 月 15 日まで
- (3) なまこ漁業（なまこ漁業）
令和 7 年 9 月 16 日から令和 8 年 11 月 15 日まで

3 許可の有効期間

- (1) 潜水器漁業（潜水器漁業）
令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで
- (2) あわび漁業（あわび漁業）
令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで
（ただし、令和 7 年 12 月 1 日以降に許可する際は、許可日から令和 8 年 11 月 30 日までに短縮する。）
- (3) なまこ漁業（なまこ漁業）
令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで
（ただし、令和 7 年 12 月 1 日以降に許可する際は、許可日から令和 8 年 11 月 30 日までに短縮する。）

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

(公示案2：県外の者)

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

なまこ漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
なまこ漁業	中海及び境水道大橋東端以西の境水道	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年 月 日から同年 月 日まで
(島根県との調整が整った日から7日間)

3 許可の有効期間

令和7年12月1日から令和8年11月30日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間並びに
許可の有効期間の短縮について

令和 7 年 9 月 9 日
鳥取県漁業調整課

1 概要

知事は、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならず、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事は、許可の有効期間について、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、規定の期間より短い期間を定めることができる。

このたびは、継続の許可の対象となっていない潜水器漁業及びあわび漁業、なまこ漁業が令和 7 年 1 月 3 0 日に許可の有効期間が満了することに対応するためのもの。

2 公示内容の概要について

(1) 許可等をすべき船舶等の数

漁業の種類	漁業種類	許可予定の数	備考
潜水器漁業 (※1)	潜水器漁業 (福部地先)	6	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 4
	〃 (酒津地先)	6	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 3
	〃 (浜村地先)	6	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 3
	〃 (泊地先)	6	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 2
	〃 (淀江町地先)	6	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 1
	〃 (米子市地先)	6	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 5
あわび漁業 (※1)	あわび漁業 (鳥取港)	定めなし	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 4
	〃 (泊漁港)		許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 5
	〃 (淀江漁港)		許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 20
	〃 (御来屋地先)		許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 10
	〃 (境港市地先)		許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 9

なまこ漁業 (※1)	なまこ漁業 (鳥取港)	3	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 4
	〃 (泊漁港)		許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 5
	〃 (赤碕港)		許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 1
	〃 (淀江漁港)		許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 20
	〃 (御来屋地先)		許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 2
	〃 (境港市地先)		許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 11
	〃 (中海及び境水道大橋東端 以西の境水道)	許可期間満了(継続許可の対象外) 現許可の満了の日: R7. 11. 30 現許可: 3 (島根県知事から同種漁業許可を受けた者)	

(※1) 潜水器漁業は各操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者、あわび漁業、なまこ漁業は各漁業区域においての素潜り漁業に関する協定に参加している者が漁業を営む者の対象。(島根県知事から同種漁業許可を受けた者を除く。)

(2) 申請期間

1) 潜水器漁業

令和7年9月16日から同年10月16日まで

2) あわび漁業

令和7年9月16日から令和8年11月15日まで(※2)

3) なまこ漁業

ア 島根県知事から同種漁業許可を得た者

島根県との調整が整った日から7日間

※中海及び境水道における漁業の2枚許可の取扱いに係る島根県との申し合わせによる。

イ ア以外の者

令和7年9月16日から令和8年11月15日まで(※2)

(※2) 許可予定の数を「定めなし」としているため、申請を受け付け次第、随時許可。

(3) 許可の有効期間

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間	備考
潜水器漁業	潜水器漁業	令和7年12月1日から 令和8年11月30日まで (あわび漁業、なまこ漁業(島根県知事から同種漁業許可を受けた者を除く。))について、令和7年12月1日以降に許可する際は、許可日から令和8年11月30日までに短縮する。 →漁業許可の管理上必要なため。	有効期間: 1年間
あわび漁業	あわび漁業		
なまこ漁業	なまこ漁業		

【根拠法令】鳥取県漁業調整規則 抜粋
(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可(第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を

公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - (3) 推進機関の馬力数
 - (4) 操業区域
 - (5) 漁業時期
 - (6) 漁業を営む者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海
区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4～9 略

（許可の有効期間）

- 第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。
- (1) 法57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 5年
 - (2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年
 - (3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 1年
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海
区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

【参考】知事許可漁業

■鳥取県漁業調整規則 抜粋

（知事による漁業の許可）

- 第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第14号、第17号及び第18号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。
- (1) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網（ぬいきり網及びしぼり網を含む。）により行う漁業
 - (2) まき刺網漁業 海面においてまき刺網（狩刺網を含む。）により行う漁業
 - (3) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網（第13号に掲げるかつら網を除く。）により行う漁業
 - (4) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
 - (5) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業
 - (6) こぎ刺網漁業 海面においてこぎ刺網により行う漁業
 - (7) かご網漁業 海面においてかご網（きんこばい、こういか又はひらつめがにをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業
 - (8) 小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用して釣りによりいかをとることを目的とする漁業
 - (9) すくい網漁業 中海海域（北緯35度31分45秒東経133度11分55秒の点（境港市西工業団地に設置された干拓記念碑）と北緯35度31分50秒東経133度11分44秒の点（島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端）を結んだ直線以南の海面をいう。以下同じ。）及び境水道（北緯35度31分45秒東経133度11分55秒の点と北緯35度31分50秒東経133度11分44秒の点を結んだ直線以北、北緯35度33分7.9秒以北の東経133度16分19.6秒の線（境港市境港防波堤東端から正北の線）以西の海面をいう。以下同じ。）において3トン以上の動力漁船を使用してすくい網により行う漁業であって、集魚灯及び動力式漁労装置を使用するもの
 - (10) しいらつけ漁業 海面においてしいらつけにより行う漁業
 - (11) げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業
 - (12) 固定式刺網漁業 海面において固定式刺網（推進機関を備えない船舶及び一重網を使用するものを除く。）により行う漁業
 - (13) かつら網漁業 海面においてかつら網により行う漁業
 - (14) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
 - (15) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
 - (16) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
 - (17) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第12号に掲げる固定式刺網漁業及び前号に掲げる潜水器漁業を除く。）
 - (18) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第16号に掲げる潜水器漁業を除く。）
- 2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、同項第13号から第18号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。